⑷ Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4 : 00 p.m. on April 20, 2015

⑸ Time-limit for the submission of tenders : 2 : 00 p.m. on June 1, 2015 (for tenders submitted by mail, 4 : 00 p.m. on May 29, 2015)

⑹ Contact point for tender documentation : Hiroshi Kanegae, Planning Division of Planning Department, Business Development Headquarters, Kyushu Railway Company, 3―25―21 Hakataekimae Hakata-ku, Fukuoka 812―8566 Japan. TEL : 092―474―3306

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第４条第２項の規定に基づき、裁判所の建設工事及び測量等の業務に関する競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

なお、既に有効期限を平成29年３月31日までとする資格を有する者は、この公示するところによる申請は必要ありません。

平成27年４月６日

最高裁判所事務総局経理局長　垣内　　正

◎調達機関番号　003　◎所在地番号　13

１　契約の種類及び区分

⑴　工事種別

建設工事：建築一式工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、消防施設工事

⑵　業務種別

測量等：測量、建築関係建設コンサルタント業務、地質調査業務

２　受付の申請の時期

裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く毎日の、９時30分から12時まで及び13時から16時まで。

なお、参加しようとする入札までに余裕をもって申請を行わない場合には、参加希望入札等に間に合わないことがあるので、留意すること。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法等　最高裁判所ホームページの下記のアドレスにアクセスして、裁判所所定の「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」及び「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）」を、ダウンロードすることができる。

http://www.courts.go.jp/tyotatu/nyusatsujoho_kensetukoji/index.html/

⑵　申請書の提出方法

ア　原則として、申請者の本社所在地の区分に応じ、別記に掲げる提出場所に、次に掲げるイ又はウの申請書類を、提出要領に記載の方法に従い、郵送（書留郵便による。）又は持参により提出する。

なお、申請にあたっては、１箇所に提出すれば足りるものであり、重複申請のないよう注意する。

イ　建設工事に係る申請書類

①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）、②業態調書、③営業所一覧表、④総合評定値通知書（審査基準日が、申請をする日の１年７月前の日以降のものに限る。）の写し、⑤納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」という。）別紙第９号書式（その３）、（その３の２）、又は（その３の３）（以下「納税証明書その３等」という。））のいずれかの写し、⑥共同企業体等調書（申請者が官公需適格組合の場合）

ウ　測量等に係る申請書類

①一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）、②業態調書、③測量等実績調書、④技術者経歴書、⑤営業所一覧表、⑥登録証明書等の写し、⑦登記事項証明書の写し（法人の場合）、⑧財務諸表類（１年分）、⑨納税証明書その３等の写し

４　申請書等に使用する言語等

申請書等は、日本語で記載するものとする。添付書類のうち外国語で記載されているものについては、日本語の訳文を添付し、金額表示については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により得た邦貨額を記載する。

５　競争に参加することができない者

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条に該当する者

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　予決令第71条第１項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後２年間を経過していない者（その者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者を含む。）

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者

⑷　申請書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者

⑸　建設工事を希望する者で、建設業法（昭和24年法律第100号）第３条の規定による許可及び同法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていない者

さらに、総合評定値通知書の雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていない者（ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険又は厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該保険の加入状況が「加入」又は「適用除外」となった者で、それぞれ当該事実を証することができる場合を除く。）

⑹　測量を希望する者で、測量法（昭和24年法律第188号）第55条に規定する登録又は土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第８条に規定する登録を受けていない者

⑺　建築関係建設コンサルタント業務を希望する者で、営業に関し法律上必要な資格を有していない者

６　競争参加者の資格及びその審査

⑴　前記５⑴から同⑺のいずれかに該当する者については、競争参加資格がないものと認定する。

⑵　建設工事

次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望工事種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均完成工事高の多い順。）に配列し、等級の区分を設けている工事種別については高点順に等級及び当該等級における順位を付して、等級の区分を設けていない工事種別については、当該工事種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。

ア　年間平均完成工事高

イ　経営規模（自己資本額、利払前税引前償却前利益）

ウ　経営状況（純支払利息比率、負債回転期間、売上高経常利益率、総資本売上総利益率、自己資本対固定資産比率、自己資本比率、営業キャッシュフローの額、利益剰余金の額）

エ　技術力（技術職員数、年間平均元請完成工事高）

オ　その他（労働福祉の状況、営業年数、民事再生法又は会社更生法の適用の有無、防災協定締結の有無、法令遵守の状況、建設業の経理に関する状況、平均研究開発費の額、建設機械の保有状況、国際標準化機構が定めた規格による登録の状況）

⑶　測量等

次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望業務種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の多い順。）に配列し、当該業務種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。

ア　年間平均実績高

イ　自己資本額

ウ　有資格者の数

エ　営業年数

７　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

８　資格の有効期間

資格認定のときから平成29年３月31日までとする。

９　官公需適格組合の証明を受けた者の取扱い

申請者が官公需適格組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合に限る。）で、総合点数の算定等の特例扱いを希望する場合は、別に定める手続により、参加資格の申請を行うことができる。